

岡山県産業人材育成ニーズ調査事業委託業務仕様書

1 委託業務の名称

岡山県産業人材育成ニーズ調査事業

2 調査の目的

県内企業における職業能力開発等の人材育成に関するニーズを把握し、第12次岡山県職業能力開発計画や産業人材育成研修の企画立案等、各種施策の基礎資料として活用することを目的とする。

3 調査の概要

- (1) 調査区域 岡山県全域
- (2) 調査対象 日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「サービス業（他に分類されないもの）」のうち中分類「自動車整備業」または「機械等修理業」を業種とする民間企業3,000社
- (3) 調査内容 人材育成に関するアンケート調査 23問
(調査票はA4判、全体で12ページ程度を予定)
- (4) 調査方法 配布は郵送、回収は郵送またはWebによる
- (5) 調査時期 令和7年7月～8月
- (6) 有効回収目標数 1,500社以上

4 委託業務項目

- (1) 調査対象企業の抽出
- (2) 調査票等の印刷
- (3) 調査票の発送・回収
- (4) 調査票の内容や記入方法に関する企業からの問合せへの対応
- (5) 調査結果の整理及び電子データ化
- (6) 電子化した収集データ及び単純集計表の電子媒体による納品

5 委託業務の内容

次の(1)から(7)までの業務を行い、電子化した収集データ及び単純集計表を令和7年9月26日(金)までに電子媒体(CD-R等)により提出する。業務の詳細については、県労働雇用政策課(以下、「県」という。)と協議の上、決定する。

(1) 調査対象企業の抽出

県が提供する総務省「事業所母集団データベース」のデータから企業3,000社を抽出する。抽出は所在地域・業種・企業規模等を勘案するものとし、詳細は別途指示する。

(2) 調査資材の作成

ア 県が提供する調査票を必要部数印刷する。

イ 往信用封筒を必要部数作成する。作成に当たっては、調査対象企業の宛名ラベルを作成して封筒に貼付、または、封筒に名入れ印刷を行う。

ウ 返信用封筒を必要部数作成する。作成に当たっては、返信先の宛名ラベルを作成して封筒に貼付、または封筒に名入れ印刷を行う。

エ 調査資材の作成に係る費用は受託者が負担する。

(3) 調査票の発送

(2)で作成した調査票等を封入封緘し、調査対象企業に発送する。送付費用は受託者が負担する。

(4) 調査票の回収

返信は料金受取人払い（返信先は受託者あて）とし、これに要する費用（郵送料）は受託者が負担する。

調査票の回答についてはWeb上での回答も併用することとし、これに要する費用は受託者が負担する。

(5) 調査対象企業からの問合せ対応等

調査票の内容や記入方法に関する調査対象企業からの問合せ等に対応し、正確な回答データの収集と回答率向上に努める。

(6) 回収した調査票の整理等

ア 回収した調査票を整理し、データを電子化する。

イ 回答内容に従って単純集計表を作成する。

ウ 県提出用の電子データのフォーマットについては、あらかじめ県と協議する。

(7) その他本事業を遂行するために必要な業務

6 調査データ等の機密保持

(1) 業務の実施に際して知り得た事実又は個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。

(2) 業務実施中のデータ等の使用・保存に細心の注意を払うとともに、本調査以外への流用・使用を禁ずる。

(3) 業務の実施に際して使用したデータを成果品納入後に保持せず、確実に廃棄・処分を実施すること。なお、廃棄・処分は当該業務の責任者の立ち会いの下に行い、終了後、遅滞なく文書で県に報告を行うこと。

7 委託期間

契約締結日から令和7年10月31日までとする。

8 委託金額

3,793,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

9 その他

(1) 見積書及び提案書の作成や提出等の応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 採否にかかわらず、県に提出された提案書、見積書等は返却しない。

(3) 本業務の著作権は全て県に帰属するものとし、受託者は県の許可なしに複製、公表、貸与、使用してはならない。

(4) 本業務の実施に当たっては、常に委託者である県と連絡を密に保たなければならない。

(5) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、委託者及び受託者が誠意を持って速やかに協議し決定する。